

平成 22 年第2回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成22年4月28日 開 議 午前9時30分

青野議会
事務局長

おはようございます。議員の皆様方におかれましては、先般行われました選挙におきまして、めでたくご当選されましたことを心よりお喜び申し上げます。

栗田町長

議会事務局長の青野進です。臨時議長が決まりますまで、進行をさせていただきます。よろしくお願いします。

本日の臨時会開会にあたりまして、招集者であります栗田町長よりご挨拶をお願いいたします。

みなさんおはようございます。

平成22年第2回のまんのう町議会、臨時会が開催されるにあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

この度、難関を突破され、みごと栄えあるまんのう町議会議員に就任されました18名のみなさん、誠におめでとうございます。また、本日は公私共に大変お忙しい中、ご参集をいただきましてありがとうございます。私も引き続き町政の重責を担うことになりましたので、今後4年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

議会と執行部はよく車の両輪の如くと言われますが、町民の期待と信頼に応えるべく、しっかりとお互い議論し、力を合わせて、まんのう町の将来像であります、元気まんまん、まんのう町、改革と協働、輝きのまちづくり実現に向けて誠心誠意、取り組む決意でございますけれど、議員の皆さん方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

青野議会
事務局長

一般選挙後の最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規程により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、橋田忍議員が年長者でありますのでご紹介を申し上げます。

橋田忍議員、議長席へお着き願います。

橋田臨時
議長

ただ今紹介されました、橋田忍であります。地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員は18名であり、定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回まんのう町議会臨時会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。座って進行させていただきます。

本日の議長の選挙までの議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

日程第 1	橋田臨時 議長	日程第 1 仮議席の指定を行います。
日程第 2		仮議席は、ただ今ご着席の議席を指定いたします。 日程第 2 議長の選挙を行います。 選挙は投票で行います。 議場の出入り口を閉めます。 (事務局 議場閉鎖) ただ今の出席議員数は 18 名です。 次に立会人を指名します。 会議規則第 32 条第 2 項の規定によって立会人に、3 番 合田正夫君、および 4 番 白川正樹君を指名します。 投票用紙を配ります。 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。 なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでなく氏名を完全にお書きいただきますよう特にご注意を申し上げます。 また、白票の取扱いについてはこれを無効といたします。 (事務局 投票用紙配布) 投票用紙の配布漏れはありませんか。 (「なし」の声あり) 配布漏れなしと認めます。 投票箱を点検します。 (事務局 投票箱点検) 異常なしと認めます。 ただ今から投票を行います。 事務局長が仮議席番号と名前を呼びあげますので、順番に投票願います。 1 番 川西米希子議員、2 番 田岡秀俊議員、3 番 合田正夫議員、4 番 白川正樹議員、5 番 本屋敷崇議員、6 番 関洋三議員、7 番 白川年男議員、8 番 白川皆男議員、9 番 橋田忍議員、10 番 末武弘道議員、11 番 大西樹議員、12 番 藤田昌大議員、13 番 大岡克三議員、14 番 三好勝利議員、15 番 大西豊議員、16 番 川原茂行議員、17 番 高木堅議員、

	橋田臨時議長	1 8 番 谷森哲雄議員。 投票漏れはありませんか。 (「なし」の声あり) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。 開票を行います。 3 番 合田正夫君及び4 番 白川正樹君、開票の立会をお願いします。 (事務局 開票作業) 選挙の結果を報告します。投票総数 1 8 票。これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。 そのうち、有効投票 1 8 票、無効投票 0 票です。 有効投票のうち、大岡克三君 1 7 票、末武弘道君 1 票。以上のとおりです。 この選挙の法定得票数は 5 票です。したがって、大岡克三君が議長に当選されました。 議場の入り口を開きます。 (事務局 議場入り口開場) ただ今議長に当選されました大岡克三君が議場におられます。 会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。 大岡克三君。議長当選承諾及び挨拶をお願いします。 失礼します。ただ今、ご指名、投票いただきました大岡でございます。 議長職を承諾をいたしたいと思います。議員各位、大勢の方、ご支持、ご支援いただきましてありがとうございます。栄えあるまんのう町議会の議長と言うことで、喜びと言うよりは重責をひしひしと今感じておるところでございます。末武議長、また山西議長さんが築いてきたこの議会運営、更に住民の皆さん方が住んでいて良かった、また住みたい。また、他町からでも本町に住みたくなるような町づくりのために、議員各位とともに議会運営を行ってまいりたいと思っております。議員の皆さん方のご支援、ご協力をお願いするとともに、主体は住民の皆さん方ですので、議員各位とともに円滑な議会運営に務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。どうもありがとうございました。 これをもって臨時議長の職務を全て終了いたしました。皆様のご協力に感謝します。ありがとうございました。 大岡議長、議長席にお着き願います。
	橋田臨時議長	

日程第 1	大岡議長	それでは、座って運営いたしたいと思います。追加日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。 議会事務局長 青野進君。
	青野議会事務局長	それでは、ご報告申し上げます。 町長から地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づく専決処分議案 3 件を受理いたしました。 次に町長から、地方自治法第 1 4 9 条の規定に基づく議案 1 件を受理いたしました。 以上で報告を終わります。
	大岡議長	議会報告を終わります。 追加議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 日程第 1 議席の指定を行います。 議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。 議員諸君の氏名とその議席番号を事務局長に朗読させます。
	青野議会事務局長	それでは朗読をさせていただきます。 1 番 川西米希子議員、2 番 田岡秀俊議員、3 番 合田正夫議員、4 番 白川正樹議員、5 番 本屋敷崇議員、6 番 関洋三議員、7 番 白川年男議員、8 番 白川皆男議員、9 番 橋田忍議員、1 0 番 末武弘道議員、1 1 番 大西樹議員、1 2 番 藤田昌大議員、1 3 番 三好勝利議員、1 4 番 大西豊議員、1 5 番 川原茂行議員、1 6 番 高木堅議員、1 7 番 谷森哲雄議員、1 8 番 大岡議長です。以上です。
日程第 2	大岡議長	ただ今、朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。 ここで議事の都合により、議場の時計で 1 0 時まで休憩をいたします。 議席を指定いたしましたので、休憩中に各議員さんは移動をお願い致します。 (休憩 午前 9 時 5 5 分)
		休憩を戻しまして、会議を再開いたします。 (再開 午前 1 0 時) 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は会議規則第 1 1 9 条の規定により議長において、1 番 川西米希子君、2 番 田岡秀俊君を指名いたします。 日程第 3 (議長、休憩願います。休憩。)

日程第 3	大岡議長	会議を続行いたします。 日程第 3 会期の決定の件を議題にいたします。 お諮りします。 本臨時会の会期は本日 1 日間と致したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって、会期は 1 日間に決定いたしました。
日程第 4		日程第 4 副議長の選挙を行います。 (議長、休憩願います。) 暫時休憩いたします。 (休憩 午前 1 0 時 0 5 分) 休憩を戻して、会議を再開いたします。 (再開 午前 1 0 時 3 0 分) 日程第 4 副議長の選挙を行います。 選挙は投票で行います。 議場の出入り口を閉めます。 (事務局 議場閉鎖) ただ今の出席議員は 1 8 人です。 次に立会人を指名します。 会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって、立会人に 5 番 本屋敷崇君、及び 6 番 関洋三君を指名いたします。 投票用紙を配ります。 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の指名を記載願います。 なお同姓の議員がおられますので、姓だけでなく氏名を完全にお書きいただきますよう特にご注意を申し上げます。 (投票用紙配布) 投票用紙の配布漏れはありませんか。 (「なし」の声あり)

	大岡議長 青野議会 事務局長 大岡議長	配布漏れなしと認めます。 投票箱を点検いたします。 （事務局 投票箱点検） 異常なしと認めます。今のは取り消し。 異常なしと認めます。 ただ今から、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼びあげますので順番に投票願います。 1 番 川西米希子議員、2 番 田岡秀俊議員、3 番 合田正夫議員、4 番 白川正樹議員、5 番 本屋敷崇議員、6 番 関洋三議員、7 番 白川年男議員、8 番 白川皆男議員、9 番 橋田忍議員、10 番 末武弘道議員、11 番 大西樹議員、12 番 藤田昌大議員、13 番 三好勝利議員、14 番 大西豊議員、15 番 川原茂行議員、16 番 高木堅議員、17 番 谷森哲雄議員、18 番 大岡議長。 投票漏れはありませんか。 （「なし」の声あり） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。 開票を行います。 5 番 本屋敷崇君、及び6 番 関洋三君。開票の立会をお願いします。 （事務局 開票） 選挙の結果を報告します。投票総数18票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。 そのうち、有効投票 17票、無効投票 1票です。 有効投票のうち、末武弘道君 9票、谷森哲雄君 8票。以上のとおりです。 この選挙の法定得票数は5票です。したがって、末武弘道君が副議長に当選されました。 議場の出入り口を開きます。 （事務局 議場開場） ただ今、副議長に当選された末武弘道君が議場におられます。 会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。 末武弘道君。副議長当選承諾及び挨拶をお願いします。
--	--	---

日程第 5	末武副議長 大岡議長	一言ご挨拶を申し述べさしていただきたらと思います。私も前回、副議長、議長とそういう重責を皆様方のおかげで全うできまして、今回はもうちょっと楽な世界を歩もうと、そういうふうにも考えておりました。しかし、今回本当に色んな意味でまんのう町が非常に大きなプロジェクトを抱えております。そういう中で、大岡議長をきちっとサポートして本当に一緒にやっていける体制をと、そういうみんなの期待があったんでないかと、そういうふうに受け止めております。一生懸命頑張ってまいりたいと同時に、また私に色んな批判の世界もあることも十分承知しておりますが、そういう 1 つの色んな軋轢の中の融和も図って、本当に前進あるまんのうの議会をきちっとこれから構築してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。 日程第 5 特別委員会の設置についてを議題といたします。 お諮りいたします。 本議会に、議員 6 名をもって構成し、水資源対策について調査研究をする、水資源対策特別委員会を設置することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、水資源対策特別委員会を設置することに決しました。 なお、水資源対策特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を決議するまで、継続して調査を行うものとするにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本委員会の運営は、そのように行うものと決しました。 お諮りいたします。 本議会に、議員 5 名をもって構成し、住民の生活に欠かせない交通対策の調査研究をする、交通対策特別委員会を設置することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、交通対策特別委員会を設置することに決しました。
--------------	--------------------------	--

	大岡議長	なお、交通対策特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を決議するまで、継続して調査を行うものとするにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本委員会の運営は、そのように行うものと決しました。 お諮りいたします。 本議会に、議員６名をもって構成し、満濃中学校の改築調査について調査研究をする、満濃中学校改築調査特別委員会を設置することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、満濃中学校改築調査特別委員会を設置することに決しました。 なお、満濃中学校改築調査特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を決議するまで、継続して調査を行うものとするにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本委員会の運営は、そのように行うものと決しました。 お諮りいたします。 本議会に、議員６名をもって構成し、政策充実等について調査研究をする、政策充実特別委員会を設置することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、政策充実特別委員会を設置することに決しました。 なお、政策充実特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を決議するまで、継続して調査を行うものとするにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
--	------	--

日程第 6 日程第 7 日程第 8 日程第 9	大岡議長	異議なしと認めます。 よって、本委員会の運営は、そのように行うものと決しました。 ここで、暫時休憩をいたします。 議員の皆さんは全員協議会室へご参集願います。 (休憩 午前 1 1 時 0 5 分) 休憩を戻して本会議を再開いたします。 (再開 午前 1 1 時 1 0 分) 日程第 6 常任委員会委員の選任 日程第 7 議会運営委員会委員の選任 日程第 8 特別委員会委員の選任 日程第 9 仲多度南部消防組合議会議員の選出 以上の件は関連がございますので、会議規則第 3 7 条により一括上程いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「意義なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって一括上程いたします。 お諮りいたします。 常任委員会委員等の決定については、どのような方法でいたしましょうか。 (「正、副議長に一任」の声あり) 正、副議長に一任ということで、各議員さんからの意見を十分に拝聴いたしまして、議会構成をいたしたいと思いますが、このように決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり) 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。 それでは、暫時休憩をいたします。 直ちに全員協議会室に集合をお願いいたします。 (休憩 午前 1 1 時 1 2 分) 休憩を戻して会議を再開いたします。 (再開 午後 2 時)
---	-------------	---

大岡議長	青野議会 事務局長	ここで暫時休憩いたします。	(休憩 午後2時01分)
		休憩を戻しまして会議を再開いたします。	(再開 午後3時)
		休憩中におきまして、正、副議長において先ほど一括上程いたしました議案についての委員の選任を議員の皆様の意見を拝聴しながら決定をいたしました。	
		また、休憩中におきまして、委員長及び副委員長の互選も行われたことをご報告をしておきます。	
		事務局長より発表をいたします。	
		それでは発表させていただきます。	
		まず常任委員会委員ですけれども、総務常任委員会、委員長 谷森議員、副委員長 川原議員、委員 大西樹議員、委員 白川年男議員、委員 関議員、委員 本屋敷議員です。	
		教育民生常任委員会委員、委員長 高木議員、副委員長 三好議員、委員 大西豊議員、委員 白川正樹議員、委員 川西議員、委員 末武議員です。	
		建設経済常任委員会、委員長 藤田議員、副委員長 橋田議員、委員 白川皆男議員、委員 合田議員、委員 田岡議員、委員 大岡議長です。	
		次、議会運営委員会ですけれども、委員長 大西豊議員、副委員長 白川皆男議員、委員 谷森議員、委員 高木議員、委員 藤田議員、委員 大西樹議員です。	
大岡議長		続きまして、特別委員会の選任につきましては、水資源対策特別委員会、委員長 白川年男議員、副委員長 白川皆男議員、委員 高木議員、委員 大西豊議員、委員 大西樹議員、委員 橋田議員です。	
		交通対策特別委員会、委員長 川原議員、副委員長 関議員、委員 三好議員、委員 田岡議員、委員 川西議員です。	
		満濃中学校改築調査特別委員会、委員長 本屋敷議員、副委員長 合田議員、委員 谷森議員、委員 藤田議員、委員 白川正樹議員、委員 末武議員です。	
		政策充実特別委員会、委員長 大西豊議員、副委員長 白川正樹議員、委員 藤田議員、委員 白川皆男議員、委員 本屋敷議員、委員 関議員です。	
		続きまして、仲多度南部消防組合議会議員、議員 大岡議長、議員 藤田議員です。以上です。	
		ただ今、事務局長において発表したとおり、	

日程第 10	大岡議長	日程第 6 常任委員会委員の選任 日程第 7 議会運営委員会委員の選任 日程第 8 特別委員会委員の選任 日程第 9 仲多度南部消防組合議会議員の選出 について、発表のとおり決定することにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって決定をいたしました。 日程第 10 選挙第 1 号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を議題といたします。 本件につきましては、組合議会におけるまんのう町の議員定数は組合同約第 5 条により 3 名となっており、そのうち 2 名は正、副議長の職にあるもの。もう 1 名は議員の中から選挙することになっております。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推薦にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。 お諮りいたします。 指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。 それでは指名します。 中讃広域行政事務組合議会議員に大西樹君を指名します。 お諮りします。 ただ今議長が指名しました大西樹君を中讃広域行政事務組合議会議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。
---------------	-------------	---

日程第 11	大岡議長	（「なし」の声あり） 異議なしと認めます。したがってただ今指名しました大西樹君が、中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました。 ただ今、中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました大西樹君が議場におられます。 会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。 以上で中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を終わります。 日程第 11 選挙第 2 号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題といたします。 本件につきましては、組合議会におけるまんのう町の議員定数は組合規約第 8 条により 1 名となっており、議員のうちから選挙することになっております。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推薦にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。 お諮りします。 指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。 それでは指名します。 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に高木堅君を指名します。 お諮りします。 ただ今議長が指名しました高木堅君を香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。したがってただ今指名しました高木堅君が、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。 ただ今、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました高木堅君が議場におられます。
---------------	-------------	---

日程第 12	大岡議長	会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。 以上で香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。 日程第 1 2 議案第 1 号 専決処分の承認について、まんのう町税条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。
	栗田町長	ただ今上程されました議案第 1 号の専決処分、まんのう町税条例の一部を改正する条例についての承認について、提案理由の説明を申し上げます。 これにつきましては、本年 3 月 2 4 日の国会にて成立しました地方税法の一部改正に伴い、まんのう町税条例の一部改正が必要となりました。これに伴い、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分をしましたので同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものでございます。内容の詳細につきましては税務課長より説明させていただきますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。
	大岡議長	税務課長、三好定君。
	三好税務課長	議案第 1 号の専決処分、まんのう町税条例の一部を改正する条例の主な内容を説明させていただきます。 今回の改正は住民税におきまして、去年、平成 2 1 年 1 0 月から実施しております公的年金等にかかる所得割額の徴収方法についての一部改正であります。今までは 6 5 歳未満の方の年金受給者は、納付書による普通徴収しかできなかったのが、今回の改正によりまして、公的年金等にかかる所得を有する給与所得者については、特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金等にかかる所得割額を加算して給与の一括特別徴収ができるようになったという改正であります。 また、本人の申し出があれば給与以外の所得等については一時所得とか譲渡所得の話でございますが、普通徴収ができるというようになった改正であります。あとの条文等につきましては地方税法の条文、条項等が変更したため、町の税条例の変更するものであり、内容については特に変更ありません。ご承認よろしく願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありますか。 5 番 本屋敷崇君。
	本屋敷議員	1 点、議長の方から執行部の方をお願いしていただきたいんですが、この税条例に関するものとかですね、保険関係に関するも

日程第 13	本屋敷議員 大岡議長 三好税務 課長 大岡議員	の、今回専決で3件出てきてますが、説明資料を議案に付随して欲しい部分がありまして、自分の方でもだいぶ調べたんですが、調べてみてからでないとい65歳以下の人の年金の分でないんやなというのが、文を一読しただけでは分かり辛い。そういうこともありますので、その資料はお願いしたいというのが1点。それ議長の方をお願いしておきたいと。 それから、専決処分にした理由として、専決処分はなるべくしない方がいいというのが基本ではありますが、これは急ぐ理由としては4月の給与からの特別徴収が始まるからということで理解してよろしいでしょうか。 税務課長、三好定君。 本屋敷議員さんの質問にお答えいたします。 一応、改正になりましてでも、住民税の納付月が年決まっております、その年金の支給日が4、6、8、偶数月ということでございます。実質は4、6、8の前半につきましては普通徴収、10月から特別徴収という形になります。以上でございます。 他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただ今議題となっております、議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） よって、異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより議案第1号、専決処分の承認について、まんのう町税条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。 日程第13 議案第2号 専決処分の承認について、まんのう町過疎地域における町税の特別措置条例の一部改正についての件
---------------	--	---

	大岡議長	を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。
	栗田町長	ただ今上程されました議案第２号の専決処分、まんのう町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例の承認について、提案理由の説明を申し上げます。 これにつきましては、過疎法が平成２８年度まで延長されたことに伴い、まんのう町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する必要が生じました。これに伴い、地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分をしましたので同条第３項の規定により承認を求めるものでございます。内容の詳細につきましては税務課長より説明をさせますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
	大岡議長 三好税務課長	税務課長、三好定君。 議案第２号の専決処分、まんのう町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例の内容説明をさせていただきます。
		これにつきましては、過疎地域自立促進特別措置法が平成２８年度まで延長されたことに伴い、過疎地域自立促進特別措置法第３１条の地方税の課税免除の適用期限の延長を行う総務省令が平成２２年３月３１日に交付されました。これに伴いまして、まんのう町過疎地域における町税の特別措置条例の一部改正の必要が生じました。この内容につきましては、地方税、この地方税、固定資産税の課税免除でございますが、この適用期限が平成２２年３月３１日から平成２３年３月３１日までの１年間延長されたことと、事業の一部でありますソフトウェア事業廃止いたしまして、情報通信技術利用事業ということで、これはコールセンターということでございます。これを追加する改正でございます。ご承認よろしく願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 ５番、本屋敷崇君。
	本屋敷議員	何点か。この情報通信技術利用事業はコールセンターのみということの解釈で今の説明やったらええのかどうか。 それと、過疎地域の方がですね、まんのう町も過疎地域になったんですけども、これより前の適用やったら、琴南の方の過疎地域のみがこれに当てはまっておったんですが、今度からは町内全域が入るということで、認識でよろしいのかどうか。その２点お

	大岡議員 栗田町長 大岡議長 三好税務 課長 大岡議長	町長、栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第３号の専決処分、まんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認について、提案理由の説明を申し上げます。 これにつきましても、本年の３月２４日に国会にて成立しました地方税法の一部改正に伴い、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正が必要となりました。これに伴い、地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分をしましたので同条第３項の規定により承認を求めるものでございます。内容の詳細につきましては税務課長より説明させますので、ご承認賜りますようお願いいたします。 税務課長、三好定君。 ただ今上程されました議案第３号の専決処分、まんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認について、主な内容の説明をさせていただきます。 現在、国民健康保険税の課税限度額は医療保険分、介護保険分、後期支援分、合わせて６９万円となっておりますが、今回医療保険分の４７万円を３万円引き上げて５０万円とし、後期支援分の１２万円を１万円引き上げ１３万円とし、介護保険は現在１０万円でございますが、それはそのまま据置きということで、合計いたしまして総額７３万円に改正するものであります。実質４万円限度額、最高限度額が今回から７３万円に改正されるものであります。 また、国民健康保険税は応益負担ということで均等割なり、平等割負担部分と、応能といいまして所得割、資産割負担部分との２つの負担区分により構成されておりますが、その負担の割合基準が今までは４５％から５５％の範囲内でなければ軽減、国保税の軽減でございます、それに対する国からの補助、これが保険基盤安定制度ということで、国からの補助が受けられないという制約がありました。今回その応益応能の負担割合の基準が無くなり削除されたという一部改正であります。 それとまた、今回新たに平成２２年４月１日以降の失業者にかかる国民健康保険税の失業軽減課税の特例が新たにできました。国保税の算定基礎のうち、失業者、離職者の給与所得につきましては、３０％のみを所得として算定するという改正であります。これについては、あくまで加入者本人の書類による申告制度であります。 以上が今回専決処分させていただきました国民健康保険税条例の主な一部改正の内容説明であります。ご承認よろしく願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。
--	--	--

	大岡議長 谷森議員	17番、谷森哲雄君。 ただ今の説明の中で、応能応益割が若干変わるということなんですが、応能応益割がだいたいまんのう町としては、50対50とか45対55とかこの分の比率が分かるのであればお尋ね、お答えいただきたい。 それからもう1点でございますが、特例対象被保険者等に関わる保険税ですか、これがいわゆる離職者、いわゆる会社が倒産して失業したと、こういう方に限定されておるかと思いますが、現実の問題として、いわゆる自営業者にしてでも最近の仕事が無い、仕事が無いと。あるいはその2人とか3人で国保をかけながら、そういう所へ勤めておる方も、勤めておった事業所が仕事が無いということで、仕事を辞めておると。こういう方。それからもう少し大きくいえば農家の人も最近経営が苦しいという中で、いわゆる離職者のみの限定いうんは非常に不公平でないかと。特に、いわゆる自営業者で最近ほんとに仕事が無くて困っておると。こういうことが、例えば、私聞いた話ですが去年の暮れから全然仕事が無いと。全然収入が無いんやと。こういう方もおられるわけですが、こういった方の救済いうんですか、いわゆる離職者のみに限定するということについては、ちょっと不公平感があるかと思うんですが、この点いかがですか。 大岡議長 三好税務課長 税務課長、三好定君。 谷森議員の質問にお答えいたします。 先ほどの応益応能割の件でございますが、これにつきましては、21年度につきましては応益が49%、応能割が51%ということでございます。また、22年度におきましては、この率につきましては撤廃されたと言いながら、急激に変えるというのは難しいかと思しますので、より50、50に近いような数字になろうかと思います。 第2点目の離職者、失業者につきましては、これにつきましては先ほど職安といいますか、職業安定所の方の証明等のことが必要書類等の中にありまして、自営業者等につきましてはの仕事なり、無職の方については、適用はされていないというような形でございますので、今の段階では今回の所得についての算定の30%いうのはもう限定されるようになるかと思います。税務課の方へは多少問合せは今現在しております。以上でございます。 大岡議長 谷森議員 17番、谷森哲雄君。 税務課長のお答え、それから国の法律でこういうふうになったかと思うんですが、いわゆる行政も国の施策でも同じかと思いますが、やはり公平、公正が大前提であるというのが常識かと思います。特に、住民と一番密着しておる地方自治体、これやっぱり公正が原則でないかと思います。そういう中で、離職者のみというのは非常に不公平感が強いと、こういうことは私は懸念するわけです。だから、このことについて、例えばまんのう町として、いわゆる柔軟に対応できるものか、あるいはもう国の制度上やか
--	----------------------	---

谷森議員	らどうしようもないんだというのか、この点を特に公平、公正と、これが原則かと思うんですが、この点はいかがですか。
大岡議長	税務課長、三好定君。
三好税務課長	谷森議員の再質問にお答えしたいと思います。
	多少、不公平感はあろうかと思いますが、我々といたしましてはやはり国の制度なりということで、それを遵守するというので、いくつものということで、今回提案させていただいております。以上でございます。
大岡議長	17番、谷森哲雄君。
谷森議員	もう1点だけお尋ねいたしますが、いわゆる応能応益割、この前も申し上げたんですが、できればその応能割の比率をちょっと多くして欲しいと。これはもう、国保の被保険者の立場ですれば、これが極めて当然かと思います。
	それからもう1点の、いわゆる仕事が特に自営者、自営業者、仕事が無いと、こういう方については分納いうんですか、こういう制度はありますか。
大岡議長	税務課長、三好定君。
三好税務課長	応益応能割の件でございますが、これにつきましては健康福祉課といいますか、そちらの方で、福祉保険課の方で計算することございまして、今現在、所得は税務課の方で調査なり、確定の準備をしておりますので、あまりそのパーセント的に応能を少なくするなり、応益を何パーセントということはこの場でははっきりとお答えすることはできませんので、ご了承いただけたらと思います。 それと、自営業者と先ほど言った離職者なり失業者等以外の方で税の分納ということでございます。これにつきましては、もう国保に限らず、滞納者全体の中で分納制度というのは今現在あります。その制度の中でお願いするという事しか今の段階ではお答えできません。以上でございます。
大岡議長	他に質疑はありませんか。
	5番、本屋敷崇君。
本屋敷議員	何点かあるんですが、谷森議員さんの質問にもかかるんですけども、応能応益が負担割合が変わっても、国の補助制度が変わらないということなんですが、これから税を徴収するに当たってですね、税条例を変えるにあたって場合に、そこも併用して議論すべきではないかと思うんですが、それができたと思うんですけども、それはしなくてもいいのかどうか。 色んなところの情報を見てますと、国の限度額が73万円になっておりますけれども、地方自治体によってはですね、73万円に設定していないところというのはあります。特に、香川県も去年は後期高齢者の方で赤字が出てないという部分があつてですね、

	三好税務課長 大岡議長 本屋敷議員 大岡議長 三好税務課長	次が6月議会とかいうのがありますが、全てどこの町におきましても、この国保の分、地方税法に関わりますので3月24日に実質成立したということで、実質もう4月1日からは動いております。そのために、専決さしていただいたということで、時間的余裕がもう全く無かったというのが実態といたしまして、3月31日に専決処分をしたということでございます。国の方が成立したのが3月24日でございますので、議会へお諮りして4月1日から施行するというようなことは、ちょっと時間的な余裕が無かったと言うのが今回の専決の提案の理由でございます。以上でございます。 5番、本屋敷崇君。 専決の部分はよしとしまして、負担割合が変わる応能応益の話ですけれども、2月の時に税の条例変える時にですね、応能応益の話が出た時に、補助が無くなるからそれは難しいという話があったんですけれども、今回なぜ国の方は応能応益の方を取っ払ったのかと。それ執行部として考えられる理由を教えてくださいたいのが1つ。 それと最大限度額にした理由としてですね、国保の50万はうちの国保財政からすればよく分かるんですけれども、後期高齢者の場合は去年1年間を見れば12万円で据置きでもいいたんではないか。それを13万にした確固たる理由が教えていただけてないので、そこの国に従った理由を教えてくださいたいなと思います。2点お願いします。 税務課長、三好定君。 本屋敷議員さんの再質問にお答えします。 先ほどの応益応能割の件でございますが、これにつきましては相対的に香川県をはじめ、医療費が相当近年増えているということでございますので、その中で保険基盤安定基金ということで、減額制度があり、保険基盤安定基金という制度、これは減額制度でありまして、その減額制度の中で、ある程度率が決まるというようなことで、国保会計の中で保険基盤安定基金というのがありまして、その中の数字の動きによりまして変わるといようなことのようにございます。応益応能につきましては、あんまり、特に1%、2%という撤廃されましてもそう大幅な動きというのは、実質先ほどから言うように無いんじゃないかというようなことで、今の段階ではもう数字的なことはちょっと、この場ではちょっとお答えできないということでございます。 (なんか答えになってない気はするんやけど。あと12万、13万。) これも先ほど言ったように、あくまでも国からの基準額を示されましたので、特にそれを1万、2万を上げるなり下げるなりというようなことは、特に町独自ではもうしていないということで、県下8市9町の中でもほとんどその基準額に沿ったような最大限度額73万にしている町がほとんどではないかということで、善通寺さんとか他所1市か、善通寺さんだけちょっと違うんかなというんは、今情報では聞いております。あまりその国から下りてきたのを、そのままするのはどうかというご意見もあろうかと
--	--	--

	三好税務課長 大岡議員	と思いますが、我々現場の者から言いますと、高い者からもう少し取るみたいな感じで、結局69万が73万ということになりましたので、弱者という形から言いますと、適当ではなかったかという考え方で提案させていただきました。以上でございます。 他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） これをもって質疑を終了いたします。 お諮りします。 ただ今議題となっております、議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 17番、谷森哲雄君。 この議案に、国が決めたからやむを得んかと思いますが、やはり住民の暮らしを守ると、こういうような立場で、いわゆる限度額とそういうようなのが上がるということについては、賛成できません。 大岡議長 賛成討論ありませんか。 5番、本屋敷崇君。 本屋敷議員 今回の税条例によって、限度額が上がるということはですね、所得の多い方からいただいて、所得の少ない方の保険機構を守っていくと言うことが大前提だろうと。今の保険税法考えれば致し方ないということで賛成討論とさせていただきます。 大岡議長 これより議案第3号 専決処分の承認について。失礼しました。 他に討論ございませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより議案第3号 専決処分の承認について、まんの町国民健康保険税条例の一部改正についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。
--	------------------------	--

日程第 15	大岡議長 栗田町長 大岡議長	よって本案は原案のとおり承認されました。 日程第 15 議案第 4 号 教育委員会委員任命の同意についての件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 町長、栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第 4 号、教育委員会委員任命の同意についての説明を申し上げます。 まんのう町教育委員会委員であります望月亮道氏と千葉恭子氏が、平成 22 年 5 月 12 日をもって任期が満了することにより、下記の者をまんのう町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 住所、まんのう町勝浦 2 3 3 3 番地 1 1 の望月亮道、生年月日は昭和 42 年 2 月 24 日、もう 1 名は住所、まんのう町東高篠 1 4 8 5 番地、氏名 高木 、生年月日 昭和 26 年 7 月 19 日。 委員の任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条により、任命より 4 年であり平成 26 年 5 月 12 日であります。ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 お諮りいたします。 議案第 4 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第 4 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 本案は人事案件でございます。質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。 お諮りいたします。 ただ今議案となっております議案第 4 号、教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。 （「異議あり」の声あり） 異議がありましたので、これより議案第 4 号、教育委員会委員任命の同意についての件は起立により採決いたします。 本案に賛成の諸君の起立を求めます。
---------------	-------------------------------------	---

日程第 16	大岡議長	起立多数であります。 よって議案第 4 号は、教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決しました。 ここで、議案書配布のため議場の時計で 1 6 時。4 時まで休憩いたします。(休憩 午後 3 時 5 3 分) 休憩を戻して、会議を再開します。(再開 午後 4 時) 日程第 1 6 議案第 5 号 監査委員議会選出監査委員選任の同意について。本件については、除外に該当しますので、地方自治法第 1 1 7 条の規定により、1 3 番、三好勝利君の退場を求めます。(三好議員退席 午後 4 時 0 1 分) 提出者から、提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長、栗田隆義君。 ただ今上程されました、議案第 5 号 監査委員議会選出委員選任の同意についてご説明申し上げます。 下記の者をまんのう町監査委員に選任したいから、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。 住所 まんのう町七箇 2 7 6 2 番地 2、氏名 三好勝利、生年月日 昭和 1 8 年 1 1 月 9 日。 なお、任期につきましては、地方自治法第 1 9 7 条で、議員の内から選任される者にあつては、議員の任期によると定めておりますので、ご同意賜りますようお願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 お諮りします。 議案第 5 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。 これにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、議案第 5 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決をいたしたいと思ひます。 お諮りします。 ただ今議案になっております議案第 5 号、監査委員議会選出監査委員選任の同意については、これに同意することにご異議あり

日程第 17	大岡議長	ませんか。		
		（「なし」の声あり）		
		異議なしと認めます。		
		よって議案第 5 号、監査委員議会選出監査委員選任の同意については、これに同意することに決しました。		
		除斥を解きます。		
		三好勝利君の入場を願います。		
			（三好議員着席 午後 4 時 0 5 分）	
		日程第 1 7 議会選出各種委員会、協議会委員の選出の件を議題といたします。		
		議会選出各種委員会、協議会委員の選出については、正・副議長に一任ということでございましたので、議会選出各種委員会、協議会委員（案）のとおり決定いたしたいと思います。		
	青野議会 事務局長	事務局長より朗読させます。		
		それでは、議会選出各種委員会・協議会委員について朗読いたします。		
		1 まんのう町交通安全対策推進協議会	議員数 1	大岡議長
		2 まんのう町国民保護協議会	議員数 1	大岡議長
		3 まんのう町土地開発公社	議員数 4	高木議員、大西樹議員、白川皆男議員、三好議員
		4 まんのう町環境審議会	議員数 2	大西豊議員、三好議員
	5 仲善広域シルバー人材センター運営協議会	議員数 1	高木議員	
	6 まんのう町国民健康保険運営協議会	議員数 1	大岡議長	
	7 民生委員推薦会	議員数 2	大岡議長、高木議員	
	8 まんのう町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	議員数 2	大岡議長、高木議員	
	9 まんのう町地域包括支援センター運営協議会	議員数 2	大岡議長、高木議員	
	1 0 まんのう町地域密着型サービス運営委員会	議員数 2	大岡議長、高木議員	
	1 1 まんのう町健康増進計画・食育推進計画策定委員会	議員数 1	高木議員	
	1 2 まんのう町農業振興地域整備促進協議会	議員数 3	高木議員、谷森議員、橋田議員	
	1 3 まんのう町商工委員会	議員数 3	田岡議員、大西樹議員、白川正樹議員	
	1 4 まんのう町中小企業融資審査委員会	議員数 1	藤田議員	

日程第 18	青野議会 事務局長	1 5 まんのう町都市計画審議会 議員数 5 白川年男議員、大西豊議員、藤田議員、合田議員、関議員 1 6 国営讃岐まんのう公園整備促進協議会 議員数 1 大岡議長 1 7 四国びとのみらい実行委員会 議員数 1 大岡議長 1 8 土器川改修期成同盟会 議員数 1 大岡議長 1 9 国道 4 3 8 号整備促進期成同盟会 議員数 1 大岡議長 2 0 森林管理道琴南財田線建設期成会 議員数 2 大岡議長、藤田議員 2 1 県道丸亀三好線改良推進協議会 議員数 7 大岡議長、末武副議長、合田議員、藤田議員、橋田議員、川原議員、三好議員
	大岡議長	2 2 中讃南部地区中山間地域総合整備事業推進協議会 議員数 2 大岡議長、藤田議員 2 3 財田川沿岸防災協議会 議員数 2 川原議員、橋田議員 2 4 まんのう町水道水源保護審議会 議員数 2 藤田議員、白川年男議員 2 5 まんのう町社会教育委員会 議員数 1 高木議員 2 6 まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館整備検討委員会 議員数 1 高木議員 以上です。 お諮りします。 以上のとおり、決定することにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、決定をいたしました。 日程第 1 8 閉会中の継続調査についてを議題といたします。 本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査、並びに議会運営委員会において、議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。 お諮りします。 各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

	大岡議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。 会議を閉じます。 これにて、平成２２年第２回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。
	閉 会	閉 会 午後４時１０分

地方自治法第123条第3項の規定により署名する。

平成22年4月28日

まんのう町議会臨時議長

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

